

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成30年3月5日 午後4時29分～午後5時35分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

|      |         |    |           |
|------|---------|----|-----------|
| 委員長  | 今塩屋 裕 一 | 委員 | 宮 里 兼 実   |
| 副委員長 | 持 原 秀 行 | 委員 | 福 元 光 一   |
| 委員   | 杉 菌 道 朗 | 委員 | 徳 永 武 次   |
| 委員   | 永 山 伸 一 | 委員 | 成 川 幸 太 郎 |
| 委員   | 井 上 勝 博 |    |           |

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

---

### ○その他の議員

議 員 坂 口 健 太

---

### ○説明のための出席者

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 総 務 部 長     | 田 代 健 一 | 市 民 福 祉 部 長 | 上 大 迫 修 |
| 総 務 課 長     | 平 原 一 洋 |             |         |
| 文 書 法 制 室 長 | 川 畑 央   | 議 会 事 務 局 長 | 田 上 正 洋 |
|             |         | 議 事 調 査 課 長 | 砂 岳 隆 一 |

---

### ○事務局職員

|                     |           |                         |           |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 事 務 局 長             | 田 上 正 洋   | 主 幹 兼 管 理 調 査 グ ル ー プ 長 | 久 保 淳 一   |
| 議 事 調 査 課 長         | 砂 岳 隆 一   | 管 理 調 査 グ ル ー プ 員       | 堀 之 内 孝 充 |
| 課 長 代 理             | 瀬 戸 口 健 一 | 議 事 グ ル ー プ 員           | 藤 井 朋 子   |
| 主 幹 兼 議 事 グ ル ー プ 長 | 久 米 道 秋   |                         |           |

---

### ○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）どうもお疲れさまでございました。

前回の2月12日ですか、議会運営委員会からその後、いろんな行事がありました。

議員の皆さんにもたくさんの行事に参加をいただき、大変ありがとうございました。

その中で、一つ県下一周駅伝が終わりまして、特にまた女子駅伝もその前段であって、女子駅伝が9位、それから県下一周駅伝が5位、A級優勝ということでありまして、解団式がありました。その中で、来年を含めてまた頑張っていきたいという決意表明もありましたので、御報告をしておきたいと思います。

それと、もう一点、今回の代表質問、一般質問の中で、予定が当初19名でありました。その以前に、1カ月前の議運の中で日程が3日しか組んでいなかったということも含めて、決定をさせていただいておりましたので、これではかなり時間を、1日の時間を要するなということで、会派代表者会議の中で、調整ができるもので調整をお願いしますとお願いをしました。

その後、私自身もそうですけれども、やっぱり議員の発言をとめることになるのかなと思って非常に悩みました。その辺を含めて、今後どうするかを含めて、事務局、正副議長でいろいろ話をしました。

また、あと平成30年度の日程のところでもお話をして相談をしますが、今後、議員の発言は、やっぱり尊重をしなけりゃならないという大前提の中で、一般質問あるいは代表質問の中で、今までなかったものですから予備日をついたらどうかということで一応予備日を、委員会の関係については予備日はつくってあるんですが、代表質問、

一般質問のほうでは予備日をつくってありませんでしたので、今回、予備日を予定として入れてあります。今後また御協議をいただきたいということをお願いをしておきます。

△請願等の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）それでは、請願等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった請願等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）請願等の取り扱いについて、御説明いたします。

資料-1をごらんください。

まず、受理しております請願についてでございますが、受動喫煙防止の取り組みを求める請願書であります。

提出者は、日置市伊集院町にお住まいの渉秀憲氏で、紹介議員は坂口議員でございます。2月14日に受理いたしております。

あけていただきまして、請願書の写しを添付しておりますが、その裏面をごらんください。請願項目でございますが、記以下に記載されております。市民に向け、あらゆる手法を駆使して受動喫煙の健康被害防止の啓発に努め、公共的施設等では禁煙とし、喫煙者には分煙スペースを設置するよう努めることなど、3項目となっております。

〔「項目がついていない」と呼ぶ者あり〕

○議事調査課長（砂岳隆一）写しでございます。あけていただきまして、裏面でございます。

〔「ついていない」と呼ぶ者あり〕

○議事調査課長（砂岳隆一）済みません。請願の項目には、大変失礼しました。コピーができ次第、また御説明いたします。

同氏からは、平成28年6月にも同趣旨の請願が提出されておまして、市民福祉委員会でご審議いただいておりますことから、本請願につきましては、委員会付託することとし、市民福祉委員会に付託してはいかがかと考えてございます。

請願の請願項目につきましては、後ほど御説明いたしまして、次に陳情でございます。資料-1に戻っていただきまして、受理しております陳情につきまして御説明いたします。

陳情につきましては、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情でござい

ます。

資料-1をごらんください。

提出者は、むぎのめ薩摩川内9条の会外2団体でございます。2月16日に受理いたしております。

2枚あけていただいて、陳情書の写しを添付してございます。ありますでしょうか。

陳情項目でございますが、記以下に記載されておりますが、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准することなど、2項目となっております。

本陳情につきましては、委員会付託することとし、核兵器廃絶等に関する事項が総務部秘書室で所管していることを踏まえまして、総務文教委員会で付託してはいかかかと考えてございます。

後ほど、請願項目については、そろい次第、御説明いたします。

○委員（永山伸一）核兵器のほうですけど、総務部のどこが、これ所管しているって。どこでしたっけ。

○議事調査課長（砂岳隆一）申しわけございません。総務部の秘書室でございます。これまでも一般質問等が出た場合には、秘書室のほうで答弁案を作成しておるようでございます。

事務分掌規則で申し上げますと、秘書室の中に「核兵器廃絶と平和に関すること」というのが、事務分掌として規定されているようでございます。

○委員長（今塩屋裕一）よろしいでしょうか。もうちょっと待ってくださいね。お待ちください。コピーしていますから。

資料を皆さんに配られて、ちょっと補足を。

[資料配付]

○議事調査課長（砂岳隆一）大変失礼いたしました。

請願項目でございます。記以下に記載されております。市民に向け、あらゆる手法を駆使して、受動喫煙の健康被害防止の啓発に努め、公共的施設等では禁煙とし、喫煙者には分煙スペースを設置するよう努めることなど、3項目となっております。

大変失礼いたしました。以上でございます。

○委員長（今塩屋裕一）それでは、まず、「受動喫煙防止の取り組みを求める請願書」についてですが、同趣旨のものは、これまで市民福祉委員

会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先についての質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）よろしいですか。それでは質疑、意見はない……。

[「いいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）どうぞ。

○委員（成川幸太郎）このちょっと文章なんだろうけど、「喫煙者には分煙スペースを設置するよう努めること」というのは、喫煙者が分煙スペースを設置するということになるの。言葉が。

[「喫煙者や」と呼ぶ者あり]

○委員（成川幸太郎）喫煙者って、たばこを吸う人が分煙スペースを設置すると。

○議事調査課長（砂岳隆一）請願者が記載した項目でございますが、我々とはしましては、事業者等が喫煙者に対し、分煙スペースを設置するよう努めることというふうに考えているところでございます。

○委員（成川幸太郎）公共的施設等では禁煙とし、喫煙者には……。

[「喫煙者には分煙スペース」と呼ぶ者あり]

[「だから公共施設の設置者に」と呼ぶ者あり]

○議事調査課長（砂岳隆一）今の成川委員から御指摘がございました「公共的施設等」という文言で、かなり広い意味での施設ではないかというふうに考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本請願の取り扱い、市民福祉委員会に付託することで御了承願います。

次に、「核兵器禁止条例の署名・批准を求める意見書の提出を求める陳情」についてですが、核兵器廃絶等に関する事項は、総務部秘書室で所管していることから、これを踏まえて、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）特に御意見がないようですので、それでは付託先は総務文教委員会とすることで御了承願います。

以上で、請願等の取り扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

△今期定例会に付議される議案等について  
**○委員長（今塩屋裕一）** 次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

**○事務局長（田上正洋）** 資料2-1、付議事件等区分表（案）及び資料2-2、付議事件一覧をあわせてごらんください。

まず、提出予定議案は、一般議案3件、補正予算議案10件の計13件であります。

議案第54号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、本件は3月12日及び14日の総務文教委員会に。

次に、議案第55号は、国民健康保険税条例の一部改正であり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとするほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。議案第56号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、関係法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の2件は、3月8日及び9日の市民福祉委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

次に、議案第57号については、平成29年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第58号から2ページの66号までは、平成29年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

次に、受理した請願、陳情がそれぞれ1件ずつございます。先ほど御協議いただきましたとおり、請願第1号については、3月8日及び9日の市民福祉委員会に。陳情第2号については、3月12日及び14日の総務文教委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、最終日

に人事案件1件、予算関係議案1件及び報告1件が予定されているようです。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま、事務局長から説明がありました。引き続き、当局の補足説明に入りますが、案件が複数ありますので、それぞれ説明を求め、質疑を行っていきます。

まず、議案第54号及び議案第55号について、当局の補足説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** 議案第54号及び第55号について、中日提案をお願いさせていただくことになりました経緯と、議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第54号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与法が改正されたことに準じ、職員の給与月額等及び特別職職員、議会議員の期末手当の支給割合等の改定を行おうとするものでございますが、職員労働組合との交渉に時間を要しまして、初日提案ができなかったものでございます。

次に、議案第55号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法改正によりまして、平成30年4月から県が財政運営の主体となることになり、本市条例も改正が必要になりますが、国から条例改正令が今回示されまして、法律にあわせて定義規定等について改正することとなったものでございます。

以上、2議案について中日提案をさせていただき、最終本会議での可決をお願いするものでございます。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

**○委員（福元光一）** この職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明の中で、職員労働組合との話し合いがちょっと長引いて遅くなりましたということだったんですけど、その話し合いの内容はどうで、何で遅くなったのか。

**○総務部長（田代健一）** 組合交渉につきましては、通常、定例的に毎年年末には行っているものでございまして、今回は人事院勧告につきましては、本市条例をいじる部分については、不利益がない部分でしたので当局限りで提案しても構わなかったんですけども、法令改正自体は、退職手

当の率の引き下げ等も含んだものであったので、他のこれまでの交渉項目とあわせまして、交渉事項ということで協議を進めていたものでございます。

○委員（福元光一）その交渉を進めた内容、交渉の内容をできるんだしたら教えてください。

○総務部長（田代健一）今回、条例に関係ある部分だけで申し上げますと、退職手当の条例につきましては、本市は総合事務組合に入っておりますので、そちらのほうの協議に委ねるということしております。

条例については、これまでどおり国家公務員の給与、それから人事院勧告に基づいた取り扱いですということ、話のほうがついたところでございます。

○委員長（今塩屋裕一）よろしいですか。

○委員（福元光一）はい。

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見は尽きたと認めます。

次に、議案第56号について、当局の補足説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）議案第56号薩摩川内市特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

中日に提案となりました理由につきましては、1月末で政令等の公布の準備が進んでいるということで情報が入っておりましたが、具体的内容の提示が2月の中旬になったことから、中日での提案をお願いするものであります。内容的には、基本となりました法律の条項の繰り下げ等があったことを受けて、本市条例の繰り下げの手続をとるといふ所定の整備の内容でございます。

さらにつけ加えて、一つお願い、説明させていただきたいことがあるわけなんです、さきの議会運営委員会におきまして、地域密着サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これにつきましても3月の中旬に入りますと、政令の公布がされるということで説明を申し上げ、中日提出の予定を説明させていただいていたところでございますが、国の手続等がおくれている模様で、まだ内容の提示がされておられませんので、できれば議会中であれば、最終日という形での対応をお諮りさせていただくような形になろうかと思うんですけれども、

もし議会の開催期日等が経過した場合については、異なる形でのその制定、報告という形をとらせていただく形になろうかというふうに考えております。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

次に、補正予算関係についてを当局に補足説明を求めます。

○総務部長（田代健一）議案第57号から65号までの各会計補正予算の概要について御説明いたしますので、別冊となっております平成29年度薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書（第7回補正）の138ページをお開きください。各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。

今回の補正は、一般会計と簡易水道事業を初め、8特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は2億7,963万3,000円の増額、補正後の額を553億5,026万2,000円とするものであり、特別会計はごらんとおりでございます。

今回の補正予算は、一般会計及び8特別会計において、先ほどの議案第54号の給与条例の改正に基づく給与改定に伴い、所要の予算調整を行うとともに、一般会計において国の補正予算に係る補助採択見込みを受け、所要の予算を計上するものであります。

では、一般会計について補正予算の概要を説明いたしますので、140ページの歳出目的別の表をごらんください。

議会費及び総務費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額し、民生費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額するとともに、介護保険対策費において、給与改定に伴う介護保険事業特別会計繰出金を増額しております。

衛生費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額するとともに、給与改定に伴い、地域医療対策費において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金を増額し、簡易水道事業において、簡易水道事業特別会計繰出金を増額し、温泉給湯事業において、温泉給湯事業特別会計繰出金の増額

をしております。

農林水産業費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額するとともに、林業振興育成費において、国の補正予算に係る補助採択見込みを受け、有害鳥獣駆除に係る経費を増額しております。

商工費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額し、土木費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額するとともに、給与改定に伴い、土地区画整理総務費において、天辰第一地区、天辰第二地区及び入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計繰出金を増額し、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を増額するとともに、港湾県営事業負担金において、国の補正予算に伴う県施行の港湾整備事業に係る負担金を増額し、公営住宅ストック総合改善事業費において、国の補正予算に係る補助採択見込みを受け、市営住宅供用部分改善工事に係る経費を増額しております。

消防費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額し、災害予防応急対策費において、国の補正予算に係る補助採択見込みを受けて、放射線防護施設6施設の非常用発電機と商用電源の自動切替装置の整備に係る経費を計上しております。

教育費及び災害復旧費では、給与改定に伴う職員給与費等を増額しております。

次に、歳入について御説明いたします。

139ページの歳入の表をごらんください。

国庫支出金及び県支出金では、国の補正予算による補助採択見込みを受け、関係補助金を増額するもので、繰入金では、今回計上いたします実施事業に伴う財源対策のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

諸収入では、雑入において、給与改定に伴う職員派遣に伴う甌島敬老園からの派遣協定収入を増額しております。

市債では、港湾県営事業負担金の財源として、港湾整備事業債を増額しております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

前の6ページの第2表、繰越明許費補正をごらんください。

今回、予算補正いたします国の補正予算により、予算計上いたしました事業のうち、2件について予算執行時期を考慮し、その全ての実施事業の予算繰越手続をとろうとするものでございます。

次に、地方債について御説明いたします。

7ページをごらんください。

第3表、地方債補正は、港湾県営事業負担金の財源として、港湾整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

以上で、第7回補正予算に係る説明を終わります。

また、公営企業会計であります水道事業会計においても、議案第66号により、同様の職員給与費等の増額補正のほうを行っているところでございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま、説明がありました。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時55分休憩

~~~~~

午後5時35分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 今塩屋 裕 一